

社会教育委員の選出について（案）

- 審議会に社会教育分科会を置き、社会教育分科会の委員は府中市社会教育委員とする。
- 人数は8人以内とし、任期は審議会委員と同じとする。
- 正副会長と、社会教育的活動をしている選出区分の委員から3～4名、公募委員から1～2名を社会教育委員として選出する。

（以上）

【社会教育委員について】

- 1 審議会会長は、社会教育分科会の会長を兼ねるとともに、東京都市町村社会教育委員連絡協議会の理事となる。
- 2 社会教育委員は、東京都市社会教育委員連絡協議会の会員となり、定期総会の出席をすることができる。（委任状の提出をもって出席に代えることが可能）
- 3 東京都市町村社会教育委員連絡協議会第5ブロック研修会に出席することができる。（年間1回秋頃開催。本市、小金井市・三鷹市・武蔵野市・調布市・狛江市の6市で構成。）
※令和6年度は府中市が幹事市
- 4 その他、社会教育委員として全国単位・関東・東京都などの区域とした連絡協議会等の交流大会・研修会に参加をすることができる。

※ 5年務めると、東京都市町村社会教育委員連絡協議会から、感謝状が贈呈される。